

「社会福祉法人の会計監査人就任に当たっての独立性に関する留意事項」

平成 28 年 4 月 1 日

日本公認会計士協会

第 190 回国会において「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、一定規模以上の社会福祉法人について、会計監査人の設置が義務付けられることとなった。

会計監査人就任を検討されている会員におかれては、就任に当たり、依頼人に対する独立性を保持するよう、公認会計士法や倫理規則等の職業倫理に関する規定に基づいて、自身の置かれている状況を総合的に勘案し、会計監査人への就任可否等について判断いただきたい。

特に、現在社会福祉法人の監事又は税務顧問に就任している会員におかれては、同法人の会計監査人に就任する場合には、以下のような規定が適用となり、監事等の退任時期につき早期の対応が迫られるケースも想定されるため、留意していただきたい。

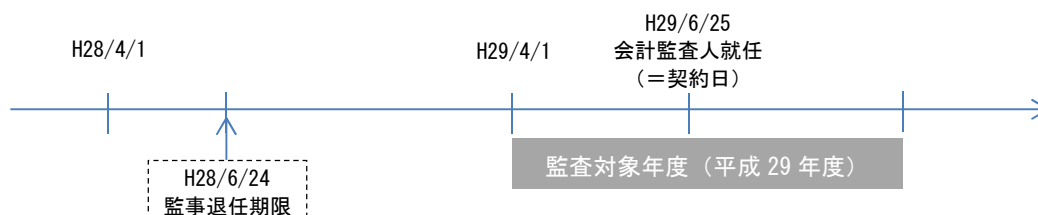
なお、本通達による取扱いは、会社法監査・金融商品取引法監査をはじめ、他の監査業務における独立性についても同様の整理となるため、社会福祉法人以外の監査を行うことを検討している会員の方も、留意していただきたい。

1. 監事の場合

(1) 法令における取扱い

会計監査人への就任を検討している会員又はその配偶者が、当該社会福祉法人の役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去 1 年以内にこれらの者であった場合には、当該法人に対して監査業務を行ってはならない（公認会計士法第 24 条第 1 項第一号）。「過去 1 年」については、契約日基準（監査業務契約の締結日）で判断することとなる。

以下は、法令に基づく監事の退任時期を示した一例である。なお、会計監査人の就任に当たっては、その他の独立性に係る規定が遵守されていることを前提としている。（就退任時期の例示）



この場合、会計監査人として契約するのが会計監査人就任日である平成 29 年 6 月 25 日であれば、監事については、遅くとも平成 28 年 6 月 24 日までに退任しておく必要がある。公認会計士法が規定する監査業務を行ってはならない期間は 1 年となっていることから、監事を退任してから、会計監査人に就任する（監査業務契約を締結する）までの期間が 1 年未満とならないよう留意が必要である。

(2) 自主規制における取扱い

監査報告書の対象期間前に、監査業務に携わる公認会計士が、依頼人の役員等として勤務していた場合には、例えば、自身が役員として承認した取引に係る事項を監査することとなる（自己レビュー）、又は自身が役員時代に築いた他の役員との関係により、当該役員の主張を安易に受け入れてしまう（馴れ合い）等の可能性があるため、自身の置かれている状況を客観的に捉えて監査業務の提供可否を判断しなければならない（独立性に関する指針第 1 部第 145 項）。

そのため、自己レビュー又は馴れ合い等の可能性の評価に当たっては、依頼人での職位や当該職位を辞任してからの期間の長さ、監査業務において担う役割等を考慮する必要がある。

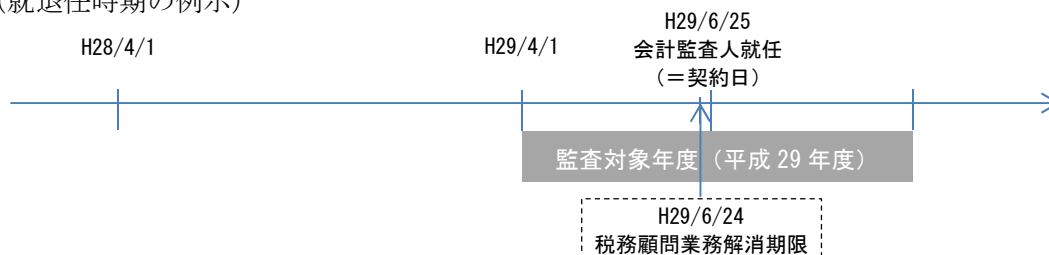
2. 税務顧問の場合

(1) 法令における取扱い

税務顧問としての業務内容が税理士法第 2 条に定める税理士業務等（公認会計士法第 2 条第 1 項及び第 2 項以外の業務）に該当する場合、税務顧問に就任している会員又はその配偶者が、被監査会社等から当該業務により継続的な報酬を受けているときには、監査業務を行ってはならない（公認会計士法第 24 条第 1 項第三号及び第 2 項、同施行令第 7 条第 1 項第六号）。本規定については契約日基準（監査業務契約の締結日）で判断することから、監査業務契約の締結前に、税務顧問としての契約及び業務の実施を終了（解消）していることが必要となる。

以下は、法令に基づく税務顧問の退任時期を示した一例である。なお、会計監査人の就任に当たっては、その他の独立性に係る規定が遵守されていることを前提としている。

（就退任時期の例示）



この場合、会計監査人として契約するのが会計監査人就任日である平成 29 年 6 月 25 日であれば、税務顧問に係る契約及び業務の実施については、遅くとも平成 29 年 6 月 24 日までに終了（解消）しておく必要がある。

(2) 自主規制における取扱い

税務顧問としての業務内容が税理士業務等に該当するか否かにかかわらず、監査業務の開始以前に非保証業務を提供していた場合には、自身が提供した非保証業務の結果を自身で監査する（自己レビュー）ことになる可能性があるため、自身の置かれている状況を客観的に捉えて監査業務の提供可否を判断しなければならない（独立性に関する指針第 1 部第 32 項）。自己レビューの可能性の評価に当たっては、提供する税務業務の内容や監査業務チームで果たす役割等を考慮して、実質的に自己レビューとならないようにする必要がある。

例えば、個人事務所を開業している会員が監査対象年度以前に税務顧問として財務諸表の作成に携わっている場合で、当該会員が会計監査人に就任することを検討しているときには、自己レビューの程度は相当高く、会計監査人に就任することは避けるべきである。そのため、会計監査人の就任に当たっては、監査対象年度以前に税務顧問として提供した業務の内容等を勘案し、自己レビューに該当しないよう、慎重に判断することに留意が必要である。

なお、上記（1）の例示において、税務顧問業務に係る解消期限は、外観的独立性の観点からは、可能であれば平成 29 年 3 月 31 日までに税務顧問の業務を解消すべきと考えられる。

以 上